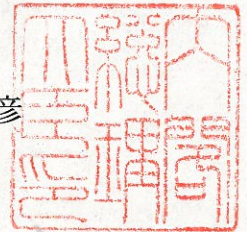




府益担第5617号
平成24年5月24日

公益社団法人東日本大震災雇用・教育・健康支援機構
田中 潤 殿

内閣総理大臣
野田 佳彦



東日本大震災の被災者支援活動のために特に必要となる費用に充てるための寄附金の募集が指定寄附金として適当である旨の確認書

貴法人から平成24年5月14日付で申請のあった下記の寄附金については、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成23年3月15日財務省告示第84号）本文第3号に掲げる要件を満たす寄附金であることを確認します。

なお、本件寄附金の募集が募集要綱に則っていなかったことその他不正等の事実があったこと又は公益認定の取り消しを受けたことにより指定寄附金とはならないこととなった場合には、本件確認書を返還していただくこととなる旨申し添えます。

記

確認対象寄附金	東日本大震災の被災地である岩手県における被災住民のための起業支援にかかる活動に要する費用に充てるために募集する寄附金
確認書有効期間（始期）	平成24年5月25日から

以上